

報告第4号

令和4年2月18日

北九州市議会議長
鷹木 研一郎 様

北九州市長 北橋 健治

北九州市環境基本計画の計画期間延長の報告について

北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第1項に基づき報告します。

「北九州市環境基本計画」の計画期間延長について

<基本的な考え方>

○環境基本計画の計画期間を2年間延長する（令和3年度⇒令和5年度）

（理由）

- 国内外の動向（COP26、COP15等）を踏まえた政策を反映させることが必要
 - ・国の次期計画（第六次環境基本計画）は、令和6年4月に改定予定
⇒ 本市の計画も、国の改定時期に合わせて改定する

<現状及び計画期間延長時の対応>

【現状】

- ・北九州市環境基本条例に基づく環境分野の基本計画（法定計画ではない）
⇒ 環境分野の基本的な考え方を示した計画
（地球温暖化対策実行計画等（部門別計画）の上位計画）
- ・基本理念（環境首都グランド・デザイン）と4つの政策目標により構成
- ・計画年度は、平成29年度～令和3年度
- ・SDGsの考え方を取り入れるなど、国の環境基本計画の方向性は盛込済



【計画期間延長時の対応】

- ・平成29年度～令和3年度までの計画期間を令和5年度までに延長
※国の改定時期（令和6年4月）に合わせ、計画期間を2年間延長
- ・基本理念、政策目標、SDGsの推進等は、現状の考え方を継続
- ・改定等を行った部門別計画（「地球温暖化対策実行計画」及び「第2期循環型社会形成推進基本計画」）は、別冊として位置付け
- ・環境審議会での諮問・答申後、常任委員会へ報告。その後、市として対応（延長）を決定し、市議会に報告（諸報告）

今後の北九州市環境基本計画について

現行の基本計画の概要と体系

第1部 計画の策定にあたって

第2部 北九州市環境基本計画の目指すもの

第1章 環境基本計画の基本理念

(「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ)

第2章 基本理念を実現するための3つの柱と環境首都指標

第3章 本市の強みを生かしたSDGsへの貢献

第4章 政策目標・基本施策・施策分野と各指標の設定

継続とするもの

- ・国の環境基本計画の基本的な方向性を盛り込んでいる
- ・国に先んじて、SDGsの考え方・指標等を設定している
- ・地球温暖化対策等世界的な動向も盛り込んでいることなどから継続

別冊とするもの

本計画の部門別計画である改定及び策定した2つの計画

(政策目標2)
北九州市地球温暖化対策実行計画

(政策目標3)
第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画

第3部 4つの政策目標とその基本施策・施策分野

(政策目標1) 市民環境力の更なる発展とすべての市民に
支えられた「北九州環境ブランド」の確立

(政策目標2) 2050年の超低炭素社会とその先にある
脱炭素社会の実現

(政策目標3) 世界をリードする循環システムの構築

(政策目標4) 将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・
経済・社会の統合的向上

第4部 計画の総合的推進

基本施策を受けた個別プロジェクト施策

- ・個別プロジェクトは、毎年度実施する予算編成や行政評価等により事業内容や方向性を見直しを行う

北九州市環境基本計画の計画期間の延長

〔変更前〕 平成29（2017）年度 ～ 令和3（2021）年度

〔変更後〕 平成29（2017）年度 ～ 令和5（2023）年度

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
世界の動向	←-----→ COP26 (温暖化対策)		←-----→ COP15 (生物多様性)	
	-----→ 世界の動向を受け 国の方向性検討			
環境基本計画（国）	現行計画			-----→ 次期計画審議
北九州市環境基本計画	現行計画	-----→ 計画期間の変更		次期計画 (2024～)
環境審議会スケジュール	-----→ 延長決定		-----→ 諮問 審議 答申	-----→ 改定

※現行計画は、国の第五次環境基本計画の基本的な方向性を盛込済。

※第六次環境基本計画や COP26^{*1}等、国内外の動向を踏まえた政策を反映することが適当。（国の改定に合わせて現行計画を2年間延長）

※国において、COP15^{*2}等を受けて、生物多様性国家戦略の大幅な改定作業が行われようとしており、それが国の次期（第六次）環境基本計画に盛り込まれる可能性があるため、その動向も注視する必要がある。

※1 COP26：「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議」の略語。

※2 COP15：「国連生物多様性条約第15回締約国会議」の略語。